

障がい者虐待防止相談
(パートタイム会計年度任用職員)
採用試験要綱



◆ 申込受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年7月21日(火)

◆ 試 験 日 令和8年7月27日(月)

◆ 採用予定日 令和8年9月1日(火)以降

(詳細は、「6 採用・雇用条件について」を参照してください。)

◆ 試験についての問い合わせ先

岐阜市役所 福祉部 障がい福祉課 相談係(市庁舎1階)
〒500-8701 岐阜市司町40番地1 Tel.058-214-2572(直通)

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される、一般職の非常勤の職員です。採用されると、年度を超えない範囲で任用され、勤務評価が良好であれば、次の年度も引き続き任用されることがあります。また、服務に関する規定(秘密を守る義務や職務に専念する義務等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象にもなります。

1 職種及び採用予定数等

職 種	採用予定数	職員種別	職 務 内 容
障がい者虐待防止相談	1人	パートタイム 会計年度任用職員	障がい者に対する虐待相談及び通報に関する対応

2 受験資格について

下記の要件①、②のいずれかを満たし、かつ、③、④の両方を満たす人が応募できます。

い ず れ か	① 別紙に定める実務経験を有する人、または採用予定日までに有する予定の人
	② 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有している人、または採用予定日までに取得見込みの人
必 須	③ 普通自動車免許を有する人
	④ パソコン(ワード及びエクセル)の操作ができる人

ただし、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項など、次に掲げる項目のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・ 禁こ又は拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

受験資格等について

試験に関し、提出していただいた書類への記載内容や口述していただいた内容に虚偽や不正があると、採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

3 試験の日時、会場及び合格者発表

	日 時	試 験 会 場	合格者発表
試 験	令和 8 年 7 月 27 日 (月) 10 時 20 分集合 10 時 30 分 開始 ※申込多数の場合、開始時間を調整させていただくことがあります。	岐阜市役所 1 階 障がい福祉課 (岐阜市司町 40 番地 1) ※申込者数の状況により、会場を変更することもあります。	令和 8 年 8 月上旬 (予定) ※受験者全員に結果を郵送で通知します

※受験時の注意事項

- ◎道順等については障がい福祉課にお問い合わせください。
- ◎試験会場でも喫煙はできません。(敷地内禁煙)
- ◎携帯電話の使用は禁止します。(時計代わりとしての使用も認められません。)

4 試験の方法

試験科目	内 容
小論文 (申込時提出)	下記のテーマについて小論文を作成し提出。 (Logo フォームにて 800 字以内で入力) テーマ:「虐待防止に取り組むうえで大切にしたいこと」
口述試験	人物等について個別面接による試験を行います。

5 受験手続

受験申込はオンラインで行います。パソコン等から以下のサイトにアクセスしてください。

岐阜市オンライン申請総合窓口サイト
(<https://logoform.jp/procedure/BcLm/415>)

申込期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月21日（火）

注意事項

- ・ 申込完了後の入力内容変更は受け付けません。
- ・ 申込みが完了した後、登録したメールアドレスに受験票（申込完了確認メール）が送信されます。受験票は、試験当日に印刷のうえ持参していただく必要があります。
- ・ 迷惑メール対策等でドメイン指定を行っている場合、受験票（申込完了確認メール）が届かない場合がありますので、「@logoform.jp」及び「@city.gifu.gifu.jp」のドメインからのメールが届くよう受信設定してください。ドメインの設定方法は、各社にお問い合わせください。
- ・ インターネット環境がない等の理由でやむを得ずオンライン申込ができない場合は、岐阜市役所障がい福祉課にお問い合わせください。

申込フロー

「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」へアクセス
「職員採用」カテゴリから、申込を希望する採用試験を選択



記載例を参考に、必要事項の記入してください。
※記入事項は以下のとおりです。入力途中での一時保存はできませんので、入力事項を事前に準備して、入力画面に進んでください。

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 顔写真（ファイル形式：JPG ・ PNG ・ BMP）
- ・ 学歴、職歴
- ・ 普通自動車免許の有無
- ・ 資格、免許
- ・ 小論文：虐待防止に取り組むうえで大切にしたいこと（800字以内）



入力内容に誤りがなければ、「確認」ボタンをクリック
申込完了後の内容変更はできませんので、誤りがなければ必ず確認してください。



記入したメールアドレスに届く「送信完了メール」を確認
メールが届かない場合は、岐阜市役所 障がい福祉課へお問い合わせください。



受験番号が記載された「送信完了メール」が受験票になるため、印刷のうえ試験当日に持参してください。

<試験当日の持ち物>

- ・ 運転免許証その他の運転免許情報が確認できるもの
- ・ 資格を証明するもの（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士）
- ・ 送信完了メールを印刷したもの

6 採用・雇用条件について

- (1) 採用日は、原則として令和8年9月1日以降です。

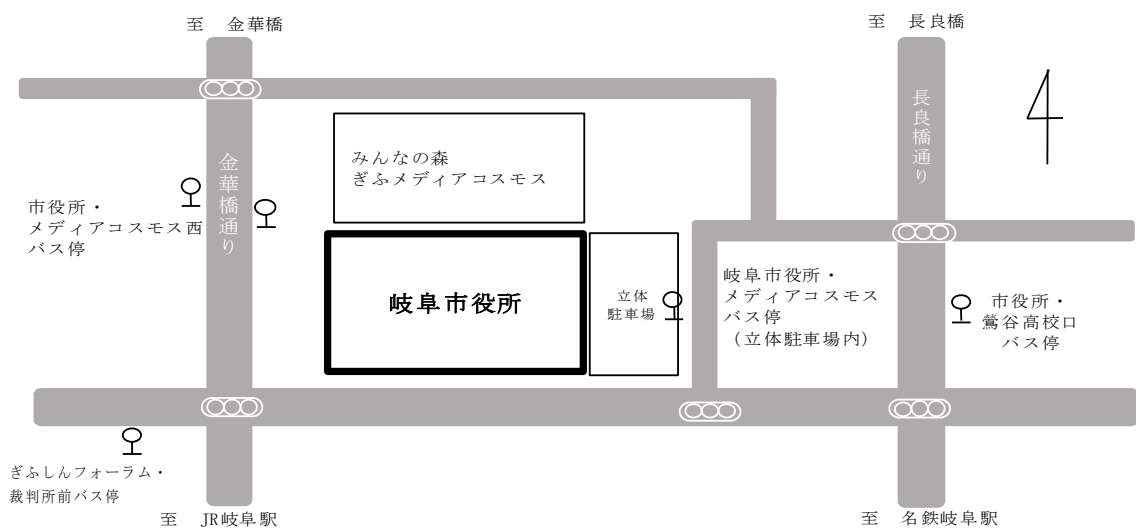
- (2) 最終意向確認を経て、その結果に基づき採用者を決定します。
- (3) 欠員が生じた場合、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (4) 採用はすべて条件付のものとなり、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに、パートタイム会計年度任用職員として正式採用となります。

職員種別	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
雇用期間	原則として採用された年度の末日まで（ただし、継続される場合があります。）
1週間の勤務時間	1週 28時間45分（平日の週5日勤務）
1日の勤務時間	午前9時～午後3時45分のうち、5時間45分（休憩時間：1時間） ※職務により変更の場合もあります。
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料：月額：181,300円（※1）、期末・勤勉手当：年間4.65月分（※2） ・ その他、所定の基準に従い、通勤手当等が支給されます。 <p>※1 3段階の報酬体系 1号給（181,300円）→ 2号給（184,200円）→ 3号給（186,700円） 次年度以降、継続して任用された場合、勤務成績等により上位の号給に変更となります。</p> <p>※2 期末・勤勉手当は、所定の基準に従い支給され、初年度や在職期間により異なります。</p>
社会保険	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となります。

注) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

《公共交通機関のご案内》

- ・ 岐阜バス 金華橋通り「市役所・メディアコスモス西」
または「ぎふしんフォーラム・裁判所前」下車
長良橋通り「市役所・鶯谷高校口」下車



申込書提出先・問い合わせ先

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 福祉部 障がい福祉課 相談係

TEL : (058) 214-2572 (直通)

E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

障がい者虐待防止相談 採用試験要綱

実務経験(業務)の範囲の考え方

障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障がい者に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

下記に該当する者

a及びbの期間が通算3年以上である者

業務の範囲		業務内容		実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	a	一	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	3年以上
			二	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所	
			三	障害者支援施設※1、障害児入所施設、精神保健福祉センター	
			四	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 aの一から三までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
			五	居宅介護支援事業	
	直接支援業務	b	一	障害者支援施設、障害児入所施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの	3年以上
			二	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業	
			三	病院、診療所、訪問看護事業所	
			四	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
			五	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
		六	居宅介護支援事業		
		上記 一～六に掲げる施設において、下記1～5の資格を有して直接支援業務にあたったもの			
		1	社会福祉主事任用資格を有する者		
		2	相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）		
		3	保育士、教員		
		4	児童指導員、精神障害者社会復帰指導員		
		5	居宅介護支援専門員		

※1 障害者支援施設とは、障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

(注)

1	ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、3年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が540日以上であることを言う。
2	公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。
3	実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。
4	社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。